



# 幼稚園、保育所を利用する子どもたちの 保育料・給食費を無償化します

●問い合わせ／子育て・障がい福祉係

## 【保育料の無償化】

町では、国と北海道が行う保育料の無償化に加え、その対象とならない世帯の保育料も、独自に無償化し、町内の認可保育所、へき地保育所、幼稚園の保育料を0円とします。

## 【対象施設】

真竜保育所  
宮園保育所  
厚岸保育所  
太田へき地保育所  
カトリック幼稚園  
さくら幼稚園 ほか

## 【開始時期】

令和元年10月1日  
(令和元年10月分保育料から)

## 【対象者】

0歳から5歳の子ども  
(就学前の子ども)

## 給食費も実質無償化します

保育所の給食は無料(3歳児から5歳児の主食(ご飯)は今までどおり持参)  
幼稚園・へき地保育所等は給食費相当額を助成

国は、幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳まで(就学前まで)の子どもの給食費を施設での実費徴収としました。一方で低所得世帯の子どもの給食費は免除としています。

町では、保育料の無償化に加え、保育所での給食費も無償化します。

また、保護者負担の公平を図るため、幼稚園、へき地保育所、認可外保育所を利用する子どもの保護者に、給食費相当額を保護者に助成し、子育て世帯の負担を軽減します。

## 無償化の対象となる給食費と施設

### 【無償化の給食費】

- ・3歳児以上の子どもの副食費
- ・0歳児から2歳児までの子どもの主食費と副食費

### 【利用施設】

- ・保育所
- ・へき地保育所
- ・幼稚園
- ・認可外保育所



## 助成の対象者

幼稚園、へき地保育所、認可外保育所等を利用する子どもの保護者

## 助成月額

3歳児以上 3,600円  
0歳児から2歳児 6,000円  
月の途中で入所または退所した場合は、日割となります

## 助成開始月

保護者からの申請により、令和元年10月分から助成

## 助成を受ける手続き

助成申請書を町に提出  
(町から保護者の口座に振り込みます)

## 幼稚園の預かり保育や一時預かり等の利用料も 限度額まで無償化します



国は、幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳まで(就学前まで)のすべての子どもと、0歳から2歳までの町民税非課税世帯の保育を必要とする子どもが利用する、幼稚園の預かり保育、一時預かり、認可外保育所などの利用料も、限度額の範囲内で施設等利用費の給付を行います。

町では、国の制度の対象とならない0歳から2歳までの町民税が課税される世帯の利用料についても給付を行い、子育て世帯の負担を軽減します。

## 開始月と給付の方法

保護者からの請求と施設に支払った領収書をもとに、令和元年10月分の利用料から保護者に支給します

## 給付を受けるまでの手続き

- 1 施設等利用給付認定申請書に必要書類を添えて、町に提出(町から認定通知書を送付します)
- 2 施設に利用料を支払う(領収書を大切に保管してください)
- 3 施設等利用費請求書に領収書と提供証明を添えて、町に提出(町から保護者の口座に振り込みます)

## 無償化の対象となる子どもと施設

### 【子どもの条件】

保護者が働いている、病気であるなどの理由で家庭で必要な保育を受けられない子ども(保育所の利用と同等の要件)

### 【施設の条件】

教育・保育等の質やその運営が、法に基づく基準を満たしていることが確認できていること

## 給付限度額(月額)

### 【預かり保育】

3歳児以上 11,300円  
3歳児未満 16,300円

### 【一時預かり・認可外保育所】

3歳児以上 37,000円  
3歳児未満 42,000円